

# 市役所からの お知らせ

## 税

### 市・府民税の申告は 3月15日まで

平成28年中に所得のあった方で次のいずれかに該当する方を除き、市・府民税の申告が必要です。今年から申請書にマイナンバーの記載が必要となりました。

- ① 税務署に確定申告をされた方
- ② 前年中の収入が給与のみで、支払者から給与支払報告書が提出されている方

なお、前年中に所得がなかった方でも国民健康保険などに加入してい

る方、就学援助費などを受給されている方は申告書を提出してください。

**申告期間** 3月15日まで（土・日曜日を除く）の午前9時30分～午後4時30分

**申告場所** 市役所別館1階会議室  
**必要書類等** 印鑑、本人確認書類

（マイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証や健康保険証など）年金や給与などの源泉徴収票、国民年金保険料・健康保険料・介護保険料の控除証明書や領収書、生命保険料・地震保険料・長期損害保険料控除証明書

※医療費控除を受けられる場合は、医療費の領収書など

※郵送による受付も行います。

#### ▼公的年金を受給されている方へ

収入が公的年金のみの方は、日本年金機構などの年金資料で課税しますが、配偶者控除や国民健康保険料などの控除内容に変更のある場合は、申告期限内に申告をする必要があります。なお、申告期限後に申告をされて税額が変更となった場合は、年金からの特別徴収（引き落とし）が中止となる場合があります。

**問合せ** 税務課

☎ (275) 6097

### 確定申告はお済みですか？

平成28年分の所得税と贈与税の申告・納付期限は3月15日、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告・納付期限は3月31日です。

なお、確定申告をする必要のある方や還付を受けられる方のための申告会場をテラスピア大阪「3月15日までの午前9時～午後4時（土・日曜日は除く）、南海本線「泉大津」駅下車」に開設しています。

また、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると税額などが自動で計算され、申告書の作成が便利です。また、作成した申告書等のデータをインターネットからe・Taxで送信または作成した申告書等を印刷して郵送等による提出を行うこともできます。

■国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>)

**問合せ** 泉大津税務署

☎ 0725(33)5601

### 固定資産の縦覧

固定資産税の納税義務者は、土地及び家屋の価格等縦覧帳簿により、自己の所有する土地・家屋の価格と市内の他の土地・家屋の価格を比較することができます。

**縦覧期間** 4月1日～5月31日  
（土・日曜日、祝日は除く）

**縦覧場所** 税務課固定資産税係

**縦覧できる方** 土地価格等縦覧帳簿は土地の納税者等、家屋価格等縦覧帳簿は家屋の納税者等

**必要なもの** 納税通知書や運転免許証などの本人確認ができるもの

※代理人の場合は委任状等

なお、家屋新増築または地目変換等により変更された評価額に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日から3か月以内であれば、固定資産評価審査委員会へ審査の申し出ができます。

**問合せ** 税務課

☎ (275) 6109

## 国民年金

### 学生納付特例制度

20歳以上の学生の方は、国民年金に加入しなければなりません。国民年金保険料の納付が困難で、学生本人の所得が一定額（約11.8万円）以下であれば、学生納付特例制度を申請することができます。承認されると保険料の納付が猶予され、学生納付特例期間中の傷病や不慮の事故などにより障がいが残った場合、障害基礎年金の請求ができます。また、学生納付特例期間は年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

※学生納付特例期間の保険料は、承認を受けた月以降、10年以内であれば遡って納めること（追納）ができます。

※毎年度申請が必要となります。

**対象** 学校教育法に規定する大学（大学院）・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校等に在学する学生

※これ以外の教育施設でも対象校に

なる場合があります。

**手続き** 平成29年4月以降に市民課へ学生証（写）または在学証明書・年金手帳・印鑑を持参してください。

また、50歳未満の学生でない方で、国民年金保険料の納付が困難で、本人及び配偶者の所得が一定額以下であれば、納付猶予制度を申請することができます。

**問合せ先** 市民課  
☎ (275) 6241

**学生納付特例申請書（ハガキ形式）を送付します**

平成28年度の学生納付特例の承認を受けた方で、平成29年4月以降も引き続き在学予定であることをあらかじめ把握できた方に対して、日本年金機構から4月頃に基礎年金番号等の事項を印字した学生納付特例申請書（ハガキ形式）を送付します。

引き続き在学中の場合は、必要事項を記入し、返送することによって平成29年度（平成29年4月～平成30年3月）についても学生納付特例申請を行うことができます。

**問合せ先** 堺西年金事務所  
☎ (243) 7900

## 国民健康保険

### 国民健康保険の人間ドック

国民健康保険に加入の昭和17年4月2日～6月30日生まれの方で、国民健康保険で人間ドックを受診される場合、申請が必要です。受診を希望する方は、お早めに健康づくり課までご連絡ください。

※75歳を迎えられる方は誕生日から後期高齢者医療制度で受診できます。

**問合せ先** 健康づくり課  
☎ (275) 6374

### 申請による 後期高齢者医療制度への加入

65歳～74歳の方で、申請により大阪府後期高齢者医療広域連合が一定の障がいがあると認められた方は、後期高齢者医療制度に加入できます。

▼一定の障がいの程度とは…国民年金法等における障害年金1・2級、身体障害手帳1・2・3級及び4級の一部（音声機能・言語機能の障がいまたは下肢障がい1・3・4号）、

精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの方

なお、一定の障がいがあると認定された65歳～74歳の方については、認定後も75歳になるまでは、後期高齢者医療制度の障がい認定の申請を将来に向かって撤回することが可能です。ただし、撤回届の提出が必要です。（撤回届の提出により、身体障害者手帳等や障害年金受給資格等が無効になることはありません）

**問合せ先** 健康づくり課  
☎ (275) 6392

## 各種お手続き

### コミュニティ助成事業 宝くじの助成金で備品を整備

（一財）自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動に対して助成事業を行っています。平成28年度は、一般コミュニティ助成事業を活用し、市内の5自治会がコミュニティ活動に必要な備品を整備しました。

**問合せ先** 秘書課  
☎ (275) 6082

## 「堺市と水道事業に係る災害時等の応援に関する協定」を締結

本市では、災害や事故等で漏水や断水が起きた場合に備え、堺市と協定を締結しました。この協定により、災害時等の復旧に必要な資機材の提供や職員の応援等を取り決め、安定的に水を供給する体制が構築されました。

問合せ 上下水道課

☎ (275) 6426

## 高石市水道事業ビジョン(案)に係るパブリックコメントを実施

今後、市の水道事業では、人口減少等による給水量の低下や施設の老朽化等による大規模な改築・更新などが想定されます。これらに対応し安全で安定した水道水の供給を持続的に行うために現状・課題・施策をまとめた「高石市水道事業ビジョン」の策定を進めています。

「高石市水道事業ビジョン(案)」について、ご意見をいただくためにパブリックコメントを行います。

閲覧期間 3月13日～27日

閲覧場所 上下水道課・市内各公共施設(市ホームページで閲覧可)

問合せ 上下水道課

☎ (275) 6419

## 空き家に関する

## なんでも無料弁護士相談会

権利関係や税金の問題、近隣住宅等のトラブルの問題など空き家に関する悩みや疑問を相談できます。

日時 3月23日(木)午後2時～4時

場所 市役所(別館3階)

募集 4人(先着順)

申込・問合せ 3月10日午前9時から建築住宅課 ☎ (275) 6479へ電話申込

## 調理員を募集

募集 1人

雇用期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日

業務内容 市立小学校の給食調理業務

試験日 3月17日(金)

試験内容 小論文・面接

提出書類 履歴書

応募・問合せ 3月14日(必着)までに教育総務課 ☎ (275) 6428へ郵送または持参

## ペットボトル・プラスチック製容器包装の収集について

平成29年度から、資源ごみのペットボトル、プラスチック製容器包装は、第5火曜日(千代田・羽衣・西取石・取石)、第5金曜日(高師浜・東羽衣・加茂・綾園)も収集を実施します。第5火曜日、金曜日の収集時間は通常より早くなることがあるのをご注意ください。  
※カン・ビンの収集はこれまで通り月2回の回収となります。

問合せ 生活環境課

☎ (275) 6266

## 平成29年度分の無料普通ごみ処理券を配付

3月中旬以降に本市に住民登録のある方に対して、平成29年度分の無料普通ごみ処理券を送付します。届きましたら必ず枚数を確認してください。なお、本市に住民票を移され

ていない方には、無料普通ごみ処理券は郵送されませんので、住民票を移さずに本市に居住されている方は、印鑑と居住していることがわかる書類(住居の賃貸借契約書や公共料金の領収書など、氏名と住所が確認できるもの)を持って、生活環境課で交付申請をしてください。

なお、平成28年度の無料普通ごみ処理券(茶色)を使い切らずに残された場合は、日用品との交換を予定していますので、残ったシールは捨てずに必ず保管しておいてください。詳しくは、今後の広報紙等でお知らせします。

## ■ご注意ください

・平成28年度分(茶色)のシールは、3月31日まで、平成29年度分のシール(緑色)は、4月1日以降の収集日に出すごみにご使用ください。  
・資源ごみ(カン・ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装)、不燃ごみ(せともの類、コップ・ガラス類、乾電池、電球・蛍光灯)にはシールは必要ありません。

問合せ 生活環境課

☎ (275) 6266

## いわゆる民泊サービスをはじめ の前に

自宅の一部や別荘、マンションの空き部屋などを活用した「民泊サービス」を提供する場合、旅館業法の許可を取得する必要があります。

また、旅館業法のほかに消防法、建築基準法等の関係法令についてもご確認ください。「民泊サービス」を検討されている場合は、必ず事前に和泉保健所☎0725(41)1342へお問い合わせください。

## 自動車安全運転者講習会

春の全国交通安全運動（4月6日～15日）を前に、講習会を行います。

| 日程       | 会場      |
|----------|---------|
| 3月22日(水) | 羽衣公民館   |
| 3月23日(木) | デージドーム  |
| 3月30日(木) | とろしプラザ  |
| 3月31日(金) | アプラたかいし |

※いずれも午後7時～8時  
(受付：6時30分)

問合先 土木公園課

☎(275) 6478

## みんないっしょに生きる社会を まっぼっくり

### 未来に向けた元気な思い

「いまから10年後にみんなのふるさととは、どんなまちになっているのだろうか？そこには、どんな人たちが集まって、どんな暮らしが営まれているのだろうか？そして、おとなになったみんなはそこで何をしているのだろうか？自分自身を主人公にした、10年後のふるさとの物語を作文にして書いてください。」

これは、未曾有の大災害をもたらした東日本大震災から、一歩一歩未来に向けて歩き出す被災地の方々に少しでもサポートするため、『未来へスモーション！！新しい東北』キャンペーンの一環として、平成27年7月～8月にかけて岩手・宮城・福島の小・中・高3年生を対象に、子どもたちの未来に向けた元気な姿を描いた「わたしたちのふるさと、10年先の物語・東北を元気にする作文募集」への呼びかけです。

期間中に集まった作文は364作にのぼり、最優秀作品に岩手県の岩間壮太さん（小学5年生）の、「震災から4年と半年（感謝を忘れない）」が選ばれました。そして、この作品を原作として「未来に向けた元気な

思い」を全国の人々に届けようと「未来の力ケラ」と題する短編映画が制作されました。

最優秀作品に輝いた岩間壮太さんの作品を紹介します。

「2011年3月11日、その日震災が起こりました。ぼくは、6才でした。突然大きな揺れが起きて、すぐにおばあさんとおじいさんがむかえに来てくれました。ひなん所について外を見ると家が流されていて泣きました。

それから、親せきのいる一関の家に三カ月住まわせてもらい、釜石のアパートを借りて二年と半年住んでいました。ですが初対面で友達ができるまで少し時間がかかりました。でも友達ができるとうれしかったです。

そして、ようやく大槌に帰ることができました。久しぶりの友達と会ってうれしくてたまりませんでした。

ぼくは感謝をわすれないようにしています。おじいさんとおばあさんがいなければ津波にのまれていたかもしれません。お父さん、お母さんがいなかったら、新しい家に住んだり、アパートを借りられなかったかもしれ

れません。親せきがいなかったら住む場所が無かったかもしれません。

あれから4年と半年がたちました。ぼくは10才です。夢は大工です。ニュースでぶっこう住たくのニュースがやっていて、もし、また津波が起きたら、大工になって他の人に家を建てて、できるだけ多くの人に住む場所をつくりたいです。

そして、感謝、礼儀などを忘れないで生きていき、次の世代までちゃんとこの体験を、伝えたいと思います。」

さて、7年目を迎える被災地では復興・再生への道のりが続いています。1月16日現在、約12万7千人の方々が避難生活を過ごされており、何よりも被災者の心に寄り添った心のケア・コミュニティ形成・「心の復興」等の一層の充実・推進が必要なのではないでしょうか。

人権推進課  
☎(275) 6279

# 狂犬病の予防注射 飼犬登録

問合せ 生活環境課 ☎(275)6266

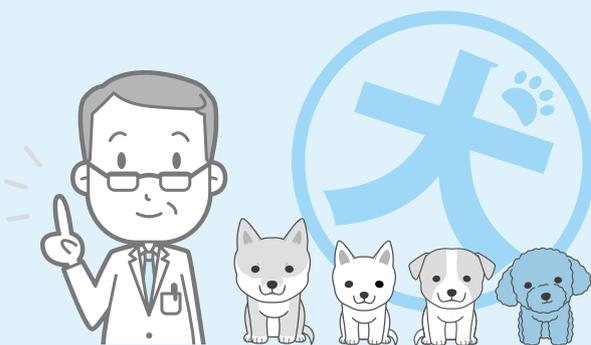
飼犬は生後3か月を過ぎると、飼犬登録と年1回の狂犬病の予防注射が必要です。

狂犬病の予防注射は、お近くの動物病院か市が実施する集合注射で受けることができます。

市では、集合注射を次のとおり行います。飼犬登録されている方には、市からの通知をお送りしますので、市の集合注射に来られる場合は、必ず問診票に必要事項を記入し持参してください。

また、各会場で飼犬登録を受け付けています。飼犬登録がまだの場合は、登録をしてください。

なお、雨天の場合、中止することがあります。



**予防注射費用** 3,250円  
(注射料2700円、注射済票550円)  
**飼犬登録料** 3,000円  
**時間** 午前10:00~12:00  
午後 1:30~ 3:30

| 日時   | 時間 | 場所               |
|------|----|------------------|
| 4/18 | 午前 | 東羽衣公民館           |
|      | 午後 | デージードーム          |
| 4/19 | 午前 | とろしプラザ           |
|      | 午後 | 羽衣ポンプ場 (浜寺公園南入口) |
| 4/20 | 午前 | (旧)高師浜公民館        |
|      | 午後 | 市役所(別館入口)        |

| 平成29年度<br>上半期<br>くみ取り日程                                                                            | 住所                                                         | 4月          | 5月          | 6月          | 7月            | 8月            | 9月            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-------------|-------------|-------------|---------------|---------------|---------------|
|                                                                                                    | 取石 1丁目・2丁目(6~11・13・15・18・19・23・26~28・30・33・34・38・39・46・47) | 1(土) 15(土)  | 1(月) 18(木)  | 1(木) 15(木)  | 6/30(金) 14(金) | 7/31(月) 17(木) | 8/31(木) 15(金) |
| 取石 2丁目(31・41・43・45・48)・3丁目                                                                         | 3(月) 17(月)                                                 | 2(火) 19(金)  | 2(金) 16(金)  | 1(土) 15(土)  | 1(火) 18(金)    | 1(金) 16(土)    |               |
| 取石 4丁目~7丁目                                                                                         | 4(火) 18(火)                                                 | 6(土) 20(土)  | 3(土) 19(月)  | 3(月) 18(火)  | 2(水) 19(土)    | 4(月) 19(火)    |               |
| 千代田 1丁目~6丁目、綾園 7丁目<br>東羽衣 4丁目(1~7)                                                                 | 5(水) 19(水)                                                 | 8(月) 22(月)  | 5(月) 20(火)  | 4(火) 19(水)  | 3(木) 21(月)    | 5(火) 20(水)    |               |
| 高師浜 1丁目~4丁目、羽衣 1・3丁目、東羽衣 1・2丁目<br>東羽衣 3丁目(13・14・16)・5丁目(8・20・26)                                   | 6(木) 20(木)                                                 | 9(火) 23(火)  | 6(火) 21(水)  | 5(水) 20(木)  | 4(金) 22(火)    | 6(水) 21(木)    |               |
| 東羽衣 3丁目(1~12・18)・4丁目(12)・5丁目(1~7・9~19・21~25・27・28)・6丁目・7丁目<br>加茂 1丁目(5・8~10・12・13・16・17・19)        | 7(金) 21(金)                                                 | 10(水) 24(水) | 7(水) 22(木)  | 6(木) 21(金)  | 7(月) 23(水)    | 7(木) 22(金)    |               |
| 加茂 1丁目(11・14・15)<br>綾園 1丁目・2丁目(1)・3丁目・4丁目・6丁目(6・16・18・20)                                          | 10(月) 24(月)                                                | 11(木) 25(木) | 8(木) 23(金)  | 7(金) 24(月)  | 8(火) 24(木)    | 8(金) 25(月)    |               |
| 綾園 2丁目(9~23)・6丁目(4・5・12・14・15・19・21)                                                               | 11(火) 25(火)                                                | 12(金) 26(金) | 9(金) 26(月)  | 10(月) 25(火) | 9(水) 25(金)    | 11(月) 26(火)   |               |
| 綾園 2丁目(2~8)・6丁目(1・7~11・13・22・23)、<br>加茂 2丁目(6・7・23・30)・3丁目(1・6)                                    | 12(水) 26(水)                                                | 15(月) 29(月) | 12(月) 27(火) | 11(火) 26(水) | 10(木) 28(月)   | 12(火) 27(水)   |               |
| 取石 2丁目(37)<br>加茂 2丁目(1・14・17・24・26)・3丁目(8・10)・4丁目(11)<br>西取石 1丁目(1・2・4・10~15・18)・3丁目(1・5・11・18・19) | 13(木) 27(木)                                                | 16(火) 30(火) | 13(火) 28(水) | 12(水) 27(木) | 12(土) 29(火)   | 13(水) 28(木)   |               |
| 取石 2丁目(4・5・12・14・16・17・25)、<br>西取石 1丁目(9・16・17・19・22)・3丁目(9・14・15)                                 | 14(金) 28(金)                                                | 17(水) 31(水) | 14(水) 29(木) | 13(木) 28(金) | 16(水) 30(水)   | 14(木) 29(金)   |               |

※悪天候の場合は、日程を変更することがあります。  
※くみ取り日は、作業がしやすいように通路の確保等にご協力をお願いします。  
※世帯人数、便槽に変更があった場合は、ご連絡ください。

問合せ  
生活環境課  
☎(275)6266

# 4月から介護保険制度の新しい総合事業が始まります！

平成29年3月まで

介護予防サービス

ホームヘルプサービス  
デイサービス

移行

その他の介護予防サービス

継続

平成29年4月から

新しい総合事業

・訪問型サービス  
・通所型サービス など

介護予防サービス

・訪問看護  
・福祉用具貸与 など

これまでどおりご  
利用可能です！

一般介護予防事業

・いきいき百歳体操 など

認定有効期間が平成29年4月1日以降の方から総合事業サービスに変わります。更新時期はそれぞれ異なりますので、介護保険被保険者証をご確認ください。

平成27年度の介護保険制度改正により、新しく「介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）」が創設され、本市でも平成29年4月から始まります。詳しくは、地域包括ケア推進課☎(275)6319へお問い合わせください。

- 要支援認定を受けている方への介護予防サービスのうち、ホームヘルプサービス・デイサービスが総合事業に移行し、市の事業としてサービスを提供します。
- 現在のサービス内容を継続したまま、利用者のニーズにあった、より多様な介護予防と生活支援サービスを提供します。

## 市民向け説明会を実施します！

**日時** 3月23日(木)午後2時から  
**場所** 市役所(別館3階)  
**募集** 80人程度(先着順)  
**申込** 当日直接会場へ

消費生活センターだより  
Consumer service center newsletter

## お小遣いが稼げる？怪しいサイトに注意



SNSでお小遣いが稼げるというサイトを知り、会員登録をしたら「50万円譲る」というメールが男性から来た。「お金を受け取るには直接連絡先を交換しなければならない。正会員になってほしい」というので、5千円を支払った。さらに「文字化けを解除する必要がある」とメールが届き、2万円を支払ったが、なかなか相手と連絡先の交換ができないうえに、追加で5万円を請求された。(高校生 女性)



知らない人から簡単な条件で大金がもらえるということはありません。「お金を譲る」「話を聞くだけでお金をあげる」といった相手とは絶対にメールのやりとりをしてはいけません。メールの相手はサイトが雇った「サクラ」である可能性があり、お金をもらうはずが、逆に何かと理由を付けてお金を請求されることとなります。後でだまされたと分かってもお金は戻って来ません。少しでも変だと感じたら、消費生活センターに相談しましょう。

困ったときは、  
消費生活センターへ  
☎(267)5501

場所 市役所本館2階  
時間 9:00~16:45  
休館日 土・日曜日、祝日  
※休館日は「消費者ホットライン」  
☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「子どもサポート情報第93号」から抜粋・イラスト黒崎玄

## - 仕事や住まいに関する知っておきたい 条例改正 -

### 事業者の方へ ~ビジネスに役立つ! 企業立地促進制度の改正について~

拡張増設に係る設備投資は、固定資産税・都市計画税を2/3軽減し、新設・拡張増設に伴い、新たに市民を雇用または配置転換により転入した場合に奨励金を交付します。

**対象** 工業専用地域及び準工業専用地域

**問合せ先** 経済課 ☎(275)6149

| 現 行                                                                                            | 改正後 (4月1日~)                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 拡張増設<br>5年間 1/2軽減<br><br>新規進出企業<br>3年間 課税免除<br><br>設備更新<br>5年間 1/2軽減<br><br>災害対策設備<br>5年間 課税免除 | 拡張増設<br>5年間 2/3軽減<br><br>新規進出企業<br>3年間 課税免除<br><br>設備更新<br>5年間 1/2軽減<br><br>災害対策設備<br>5年間 課税免除<br><br>+ 雇用促進奨励金<br>1人10万円 |

※「高石市企業立地等促進条例」より

### 新築・改築・増築をお考えの方へ ~緑化の基準が変わります~

市内における緑化の基準を変更します。「会社・工場・宅地」や地域によって適用される条例が異なるのでご注意ください。

#### ●特定工場を新築・改築・増築する場合

**問合せ先** 経済課 ☎(275)6149

| 現 行                                                | 改正後 (4月1日~)                                        |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 国の基準<br><br>緑地面積率<br>20%以上<br><br>環境施設面積率<br>25%以上 | 市の基準<br><br>緑地面積率<br>10%以上<br><br>環境施設面積率<br>15%以上 |

※「高石市工場立地法に基づく準則を定める条例」より

#### ●300㎡以上の敷地に新築・改築・増築する場合

**問合せ先** 土木公園課 ☎(275)6417

| 現 行                                    | 改正後 (4月1日~)                                               |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 緑化基準<br><br>市内全域 (一部区域を除く)<br>13~14%以上 | 緑化基準<br><br>内陸部 (一部区域を除く)<br>13~14%以上<br><br>臨海部<br>10%以上 |

※「高石市建築物等における緑化に関する条例」より

各種条例の適用要件等詳しくは、各問合せ先へご確認ください。

### たかいし 合同企業説明会

市内企業の人材確保や若年求職者の雇用創出を図るため、2018年に大学を卒業予定の方や概ね34歳までの求職者を対象に合同企業説明会を開催します。その参加企業を募集します。

**日時** 7月7日(金) 13:30~16:00

**場所** アプラたかいし(大ホール)

**募集** 24社(先着順) **参加費** 無料

### 参加企業向け事前セミナー

「参加したいけど、初めてで不安…」、「PR方法を見したい」という企業向けに、自社の魅力を効果的にPRするための専門家による採用力アップセミナーを実施します。

**日時** 6月8日(木) 14:00~16:00

**場所** 高石商工会議所(3階) **受講料** 無料

**講師** 今恒男さん((株)パーソナルビジョン 研究所キャリア開発事業部長)

**申込・問合せ先** いずれも4月14日までに申込書に必要事項を記入し、高石商工会議所 ☎(264)1888へ詳しくは、高石商工会議所ホームページをご覧ください。[<http://www.takaishicci.or.jp/>]